

平成24年（ワ）第328号、平成25年（ワ）第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野進 外124名

被告 北陸電力株式会社

第4〇準備書面

（非常時の電源確保対策が不十分であること）

平成27年5月18日

金沢地方裁判所民事部合議B1係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩淵正明

外



原告らは、被告準備書面（14）に対し、下記のとおり反論する。

第1 被告は福島第一原発1号機の事故原因と真摯に向き合っていない

1 原告らは、第10準備書面において、福島第一原発事故の原因が不明のままの事故対策など論外であると主張した。

2 これに対して、被告は準備書面（14）（63頁以下）において、複数の事故調査報告書が公表されており、事故の経過、原因等は明らかにされていると反論している。

確かに、公表された報告書のうち、国会事故調査報告書を除く各事故調査委員会の報告書が、同事故の直接の原因が、地震による重要機器の機能喪失ではなく、津波により全電源が喪失した結果、すべての冷却手段の喪失に至ったとして、事故原因は明らかであるとしている。

3 しかし、国会事故調査報告書以外の5つの報告書（東電事故調報告書、民間事故調報告書、学会事故調報告書、政府事故調報告書、規制委報告書）には、後述のような問題があり、国会事故調の結論は、十分な根拠があるものである。

(1) 原告第38準備書面「第2」で述べるとおり、国会事故調報告書と規制委報告書以外の4つの報告書は、地震動により重要機器が損傷した可能性を否定できていない、または否定していないことが明らかである。すなわち、

①国会事故調報告書以外の報告書は、地震動の大きさ等、地震動が施設へ及ぼした影響を評価するために必要な基礎事実の検討が極めて少なく、おざなりであること、

②東電事故調報告書、民間事故調報告書及び学会事故調報告書は、国会事故調が主張する小破口LOCAの可能性を示す事実、疑問点を検討していないこと、

③政府事故調報告書は国会事故調報告書が指摘している小破口LOCAの可能性を否定していないこと
からすると、国会事故調報告書と規制委報告書以外の報告書は、国会事故調報告書の示した地震動による重要機器の損傷の可能性を否定できていない。

(2) また、規制委報告書についても地震直後の50分間のみ小破口LOCAの可能性を否定しており、それ以降の小破口LOCAの可能性は否定していない（原告第38準備書面14頁以下）。

小破口LOCAを否定した部分についても、結論が不合理である。

(3) したがって、全交流電源喪失が津波によって生じたのではなく地震動により重要機器が損傷した可能性があるとする国会事故調の

結論は、十分な根拠があるものである。

4 原子力発電所においては、一つのミス・不具合・事故から極めて過酷な事故が起こる危険があるのであり、深刻な災害を万が一にも起こさないようにするための対策が要求される。

このような再発防止策が要求されるにもかかわらず、国会事故調が地震動により重要機器が損傷した可能性を指摘していることを無視し、被告にとって都合のよい事実だけを取り上げ、事故原因が明らかであるとする被告の主張は、強弁である。

被告のこのような態度は、事故原因を「踏まえた」再発防止策を構築する意思がなく、そもそも再発防止策など構築することができないことを如実に示すものである。

第2 被告の電源確保対策が不十分であること

被告に、福島第一原発の事故を「踏まえた」再発防止策をする意思がなく、することもできないことを具体的に表すものとして、例えば、被告の電源確保対策が挙げられる。

1 被告の電源確保対策

被告は、準備書面（14）の45から46頁において「(3) 電源の確保」として、「被告は非常用ディーゼル発電機3台に加え、これが喪失した場合の電源として、常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機約4500kVA1台）、可搬型代替交流電源設備（低圧電源車約1100kVA3台）、所内常設蓄電式直流電源設備（非常用蓄電池1組、常用蓄電池2組）及び可搬型代替直流電源設備（高圧電源車2台、直流給電車2台）を確保するとともに、非常用ディーゼル発電機、代替交流電源設備等の燃料として、7日間連続運転に必要な容量以上を、標高21メートルに設置する軽油タンク及び地下軽油タンクに貯蔵する」としている。

そして、このような対策がなされていることを理由として、被告は原子炉の減圧や冷却が可能となるとしている。例えば、

- (1) 「24時間以内に常設代替交流電源設備により給電を開始し、逃し安全弁を開け、原子炉圧力容器内を減圧する」(被告準備書面(14)69頁)、
- (2) 「被告は、…代替交流電源設備（常設代替交流電源設備としてガスタービン発電機1台（約4500kVA））により十分な冷却機能を確保し、炉心損傷を防止できることを認識している。」(被告準備書面(14)72頁)、
- (3) 「被告は、本件原子力発電所において、格納容器ベント装置の弁について、十分な操作性を確保する。これらの弁の操作に必要な電源が十分確保されていることについては、前記第3章第3の6(3)(引用者注：前述した被告の電源確保対策が記載されている箇所)で述べたとおりである。」(被告準備書面(14)77頁)と述べている。

このように、被告の電源対策は原子炉の減圧や冷却を可能とする対策の一部として組み込まれている。

2 電源盤が要の設備となる

確かに被告は、電源確保対策として電源を増やしたようである。しかし、「電源」を増設するだけで電源喪失は起こらないとする被告の主張は、福島第一原発の事故原因を踏まえないものであり、誤りである。

被告が主張する「電源」から供給される電力は、原子炉建屋内の機器に供給されるまでに非常用高圧電源盤、非常用低圧電源盤、直流電源盤を経由している(被告準備書面(14)別紙21.)。

すなわち、これらの電源盤が機能を維持できなければ、原発内の機

器に電力が供給されないため、重大な事故を起こすことになりかねない。

3 地震動により電源盤が壊れる可能性がある

福島第一原発 1 号機の非常用交流電源に関する過渡現象記録装置のデータでは、M/C 1 C (A 系 6.9 kV 非常用高圧電源盤) の電圧値が 15 時 35 分 59 秒から 15 時 36 分 59 秒までの間のいずれかの時点で電圧がほぼ 0 V に低下しているが、D/G 1 A (A 系非常用ディーゼル発電機) の電圧値は少なくとも 15 時 36 分 59 秒まで電圧を維持していたことが確認されている (乙 B 3 4 規制委報告書 18、19 頁)。

すなわち、非常用ディーゼル発電機より先に、何らかの原因で非常用高圧電源盤が機能を喪失していたことになる。

福島第一原発 1 号機における全交流電源喪失は、津波以外の原因、すなわち地震動によるものであるから (原告ら第 3 9 準備書面 10 頁等)、非常用高圧電源盤が先に機能喪失したとすれば、それは地震動によるものである。

志賀原発では、福島第一原発 1 号機の電源盤が地震動によって損傷したことを全く想定していないため、電源盤の耐震補強がなされず安全が確保されていない。したがって、志賀原発でも、強い地震動に襲われると電源盤が破損する可能性がある。

4 浸水すると電源盤が機能喪失する

規制委報告書によると、電源盤が浸水すると受電遮断器が開放し、結果、電源盤の機能が喪失することである。すなわち、電源盤が浸水すると非常用ディーゼル発電機からの電力を注水ポンプ等の機器に供給できなくなる。

原告らは、福島第一原発 1 号機の全非常用交流電源喪失の原因が

津波ではないと考えているが、仮に被告が主張するように津波が原因であったとした場合、事故を「踏まえた」再発防止対策というためには、津波による電源盤の機能喪失を回避する措置が必要になる。

しかし、被告の電力確保の要である電源盤は、志賀原発ではすべて原子炉建屋の地下に設置されている（準備書面（14）別紙13、15、21）。

浸水の影響を受けやすい地下に被告の電力確保対策の要であるはずの電源盤が存在することから、志賀原発では、津波という単一の原因で、電力の供給が全くできなくなってしまう危険がある。

志賀原子力発電所設置許可申請書（乙A1、2）においても、電源盤の位置を変更したとの記載はないことから、被告は福島第一原発の事故後、電源盤を移動するなどの電源対策を探っていないといえる。

5 以上のように、被告の電源確保策は電源を増やすことを目的とするものであるが、いくら電源を確保しても電源盤が機能喪失して電力を供給することができなくなれば、意味がない。

電源確保の要となる電源盤に対する対策がない以上、被告の再発防止策は福島第一原発の事故を「踏まえた」ものではない。

第3 結論

非常時の電源対策としては、「電源」の確保もさることながら、原子炉の減圧や冷却といった機能を維持するための電力を伝える「経路」を確保することも重要である。

この「経路」として、電源盤（配電盤）は極めて重要となる。電源をいくら確保しても、電源盤が復旧しなければ電源を確保した意味がない。そして、このような対策をすることにより初めて、福島第一原発における事故を「踏まえた」対策を講じたと評価できる。

しかし、被告の電源確保対策は、電源を確保することが中心で、電力

供給の経路となる電源盤に対する耐震強化策や共通要因（津波による浸水）による故障対策といった視点がない。

被告の行った対策は福島第一原発の事故を「踏まえた」対策ではない。

したがって、被告の対策は非常時の電源対策として不十分で、福島第一原発のような事故は起こらないという被告の主張は全く成り立たない。

以 上